

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院人事委員会規程

〔平成21年3月31日〕
規則第84号

改正 平成23年12月14日規則第49号
平成27年3月18日大学院総合国際学研究院規則第2号
令和4年12月26日大学院総合国際学研究院規則第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院総合国際学研究院教授会規程（平成21年規則第80号。以下「教授会規程」という。）第8条第1項に基づき設置される大学院総合国際学研究院人事委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、教授会規程第3条第1項で規定される範囲に係る次の人事に関する事項について審議する。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）に関する事項
- (2) 国立大学法人東京外国語大学大学院学則（平成4年4月30日制定）第49条に規定する担当資格の審査に関する事項
- (3) 国立大学法人東京外国語大学職員兼業規程（平成16年規則第57号）に関する事項
- (4) 教授会規程第9条に規定する研究科等の教授会への附託に関する事項
- (5) その他人事に関する事項

2 委員会は、審議にあたり、学部及び大学院で行われる教育を考慮しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定める委員により構成する。

- (1) 大学院総合国際学研究院長
- (2) 大学院総合国際学研究院副研究院長 2名
- (3) 言語文化学部長
- (4) 国際社会学部長
- (5) 言語文化学部副学部長
- (6) 国際社会学部副学部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くこ

とができる。

(資格審査に関する会議)

第6条 委員会は、第2条第1項第2号に掲げる事項を審査するときは、資格審査に関する会議を設けるものとする。

2 その他、資格審査に関する事項は、別に定める。

(名誉教授審査会)

第7条 名誉教授称号授与規程(昭和51年11月24日制定)第5条に規定する名誉教授審査会委員は、第3条第2号から第6号に定める委員のうち5名があたるものとする。

2 その他名誉教授の称号授与に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行し、第8条については、平成29年4月1日から適用する。